

見積書番号記載の「注文書」「自動車注文書」etc.

印紙税調査検討事例Q&A

本特集では、税務当局が確認している「印紙税調査検討事例」(Q&A)を紹介する。見積書番号が記載された「注文書」、「支払方法等について」と題された文書、付属品明細欄に請負に関する事項の記載がある「自動車注文書」、タイヤ交換のための「車輛お預かり証」に係る印紙税法上の取扱いが示されている。

事例1 見積りに基づく「注文書」

Q この「注文書」は、あらかじめA株式会社が作成した見積書に基づいて、B株式会社がA株式会社に工事を発注する際に作成したものです。印紙税法上は、どのように取り扱われるでしょうか。

		平成31年2月1日
注 文 書		
A株式会社 御中		B株式会社 印
工事内容	〇〇住宅基礎工事 (貴社見積書No.123のとおり)	
金 額	6,000,000円 (消費税及び地方消費税を含む)	
納 期	令和元年5月31日	
上記のとおり注文いたします。		

A	所 属	記載金額	印紙税額	納税義務者
	第2号文書	6,000,000円	5,000円	B株式会社

【理由】

一般に「契約」とは、互いに対立する当事者の意思表示の合致（合意）により成立する法律行為をいうこととされており、一方の申込みと他方の承諾という形で成立するのが通例です。

印紙税法では、契約の申込みの事実を証明する目的で作成される単なる申込文書は契約書に該

当しませんが、申込書、注文書、依頼書等と表示された文書であっても、相手方の申込みに対する承諾事実を証明する目的で作成されるものは、契約書に該当することとして取り扱われます。

例えば、申込書等と表示された文書のうち、次のものは契約書に該当することとなります。

- ① 契約当事者の基本契約書、規約又は約款等に基づく申込みであることが記載されていて、一方の申込みにより自動的に契約が成立することとなっている場合における当該申込書等（契約の相手方当事者が別に請書等契約の成立を証明する文書を作成することが記載されているものを除く。）
- ② 見積書その他の契約の相手方当事者の作成した文書等に基づく申込みであることが記載されている当該申込書等（契約の相手方当事者が別に請書等契約の成立を証明する文書を作成することが記載されているものを除く。）
- ③ 契約当事者双方の署名又は押印があるもの

この事例の場合、注文書には「貴社見積書No.123のとおり」と相手方当事者の作成した見積書番号の記載があることから、見積書に基づく注文書（申込み）であることが明らかであり、別に請書等契約の成立を証明する文書を作成する旨の記載はありません。

したがって、この注文書は、印紙税法上の契約書に該当し、その契約内容が工事（請負）であることから、第2号文書（請負に関する契約書）に該当します。

事例2 「支払方法等について」

Q この「支払方法等について」は、代金の精算について、甲株式会社が仕入先の乙株式会社に作成したものです。

なお、あらかじめ取り交わしている「売買取引基本契約書」中に「納入代金の支払い方法、支払期日については、甲乙協議の上、別に定める『支払方法等について』によるものとする」旨の条項があります。

印紙税法上は、どのように取り扱われるでしょうか。

乙株式会社 御中	平成31年1月5日
	甲株式会社 印
支払方法等について	
1 納入締切日	毎月末日
2 支払日	翌月25日
3 支払方法	指定口座への振込み
4 検収完了期日	納品後10日
5 検収方法	当社検収高通知書で双方確認後、検収します。 したがって、請求書は不要です。
6 有効期間	平成31年1月5日から1年間 ただし、この期間内に変更する場合は改めて通知します。

(原契約)

売買取引基本契約書

甲株式会社（以下「甲」という。）と、乙株式会社（以下「乙」という。）は、
 売買取引基本契約について、次のとおり合意した。

第7条（支払方法）

納入代金の支払い方法、支払期日については、甲乙協議の上、別に定める「支
 払方法等について」によるものとする。

平成30年10月5日

甲株式会社 印

乙株式会社 印

A

所 属	記載金額	印紙税額	納税義務者
第7号文書	－円	4,000円	甲株式会社

【理由】

課税文書に該当するかの判断については、単に文書の名称（標題）によるのではなく、記載さ
 れている文言の実質的な意義に基づいて判断します。

そのため、本件文書の名称は「支払方法等について」となっていますが、基本契約書の「支払
 方法」の定めのとおり、その支払日及び決済方法（指定口座への振込）を記載していることか
 ら、当事者間において、「対価の支払方法」を定めていることを証明する目的で作成することが
 明らかですので、印紙税法上の契約書に該当します。

したがって、本件文書は、有効期間を1年間とする継続した売買取引で、2以上の取引に共通
 して適用される文書であり、対価の支払方法を定めていることから、第7号文書に該当すること
 となります。

事例3 「自動車注文書」

Q

この「注文書」は、自動車を注文する際に、買主が甲株式会社から交付を受け、
 署名（記名・押印）して提出するものです。

印紙税法上は、どのように取り扱われるでしょうか。

令和元年8月2日

(販売会社) 甲 株式会社

甲 株式会社 御中
 住 所 ○○市○○町○○
 電 話 ○○-○○○-○○○
 代表者 ○○ ○○

自動車注文書

担当	営業所	
	担当者	○○ ○○

販売価格			
現金価格	車輦本体価格	2,500,000	
	付属価格	360,000	
	計	2,860,000	
付帯費用	税金	自動車税	42,000
		自動車取得税	143,000
		自動車重量税	45,000
	保険	自賠責保険	40,000
		任意保険	
	諸費用	法定費用	7,500
		販売諸費用	50,000
		リサイクル預託金	11,000
		計	338,500
	消費税	車輦本体	200,000
付属価格		28,800	
販売諸費用		4,000	
合計		232,800	
支払条件	現金	2,876,300	
	下取車価格	540,000	
	リサイクル預託金相当額	15,000	
	割賦金	割賦元金	
		割賦手数料	
支払金合計	3,431,300		

車輦明細	車名	○○○○
	年式	2016年
	染色	ブラック
	型式	A-○○
	グレード	

買主	住 所	
	氏 名	○○ ○○
	電 話	
	職 業	
	勤務先	

付属品明細	数量	金額
1 撥水加工	1	35,000
2 塗装	1	195,000
3 ホイール塗装	1	60,000
4 パーツ・取付	1	70,000
付属品価格・合計		360,000

使用者名義	住 所	
	氏 名	
	電 話	
	職 業	
	勤務先	

- ・この注文書及び別途所定の契約書記載の約款は、売買の条件を記載したものですから、これらの事項をよくお読みいただき、十分ご納得の上、ご署名（記名・捺印）して下さい。
- ・別途契約書を作成しない場合には、この注文書が契約書となります。

※ 別途契約書は作成されていない。

A

所 属	記載金額	印紙税額	納税義務者
第2号文書	360,000円	200円	甲株式会社

【理由】

印紙税法上の契約書とは、契約の成立等を証明する目的で作成される文書をいいます。

この文書には「別途契約書を作成しない場合には、この注文書が契約書となります。」と記載されており、実際に別途契約書が作成されていませんので、契約書に該当します。

車体の販売のみを約する文書は、物品の売買契約書に該当し、課税文書には該当しませんが、「付属品明細」欄に請負に関する事項（加工、塗装、改造、特別注文品の製作、付属品の取付等）が記載されている場合は、第2号文書（請負に関する契約書）に該当します。

また、リサイクル預託金が預託済みである自動車の下取りがある場合において、「リサイクル預託金相当額」欄に当該金額を記載したときには、当該リサイクル預託金相当額の譲渡が金銭債権の譲渡に当たることから、第15号文書（債権譲渡に関する契約書）にも該当します（ただし、1万円未満の場合は非課税）。

第2号文書と第15号文書の両方に該当する場合は、印紙税法別表第1課税物件表の適用に関する通則3イの規定により、第2号文書に所属が決定されます。

事例4 「車輛お預かり証」

Q この「お預かり証」は、国税鋳油株式会社が顧客に対して、自動車のタイヤ交換を行うために自動車をお預かりした際に作成するものです。
 印紙税法上は、どのように取り扱われるでしょうか。

No. 001608	平成31年4月2日
車輛お預かり証	
お客様名	国税 太郎 様
車 輛 No.	ん 75-11
車 種	AD
連 絡 先	000-0000-0000
お 引 取 時 間	15:00
お 預 り 理 由	タイヤ交換
ご注意	◎ お車を引き取るときはこの紙を持参してください
国 税 鋳 油 株 式 会 社 ○○S.S	
	担当者 <input type="text"/>

A	所 属	記載金額	印紙税額	納税義務者
	第2号文書	-円	200円	国税鋳油株式会社

【理由】

本文書の名称は「車輛お預かり証」となっていますが、「お預り理由 タイヤ交換」と記載されており、タイヤ交換という請負作業の依頼を受けた者（国税鋳油株式会社）がタイヤ交換受託の事実を証明するために交付する文書と認められるため、印紙税法上の契約書に該当します。

したがって、本文書は第2号文書（請負に関する契約書）となります。

なお、契約金額の記載がないため、印紙税額は200円となります。